

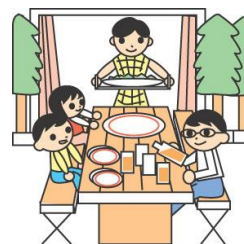
平成31年度府中市社会教育（体育）関係団体の登録について

社会教育（体育）関係団体とは

自主的、組織的な教育活動（スポーツ活動）を、計画的かつ継続的に行う団体のことです。府中市では基準に該当する団体の登録を受付け、支援をしています。団体には、広く門戸をひろげて希望者を受入れ、スポーツ活動の普及を図ることが求められているとともに、その地域の様々な活動に貢献することも期待されています。

従って、市民への情報提供のため、府中市のホームページ等で登録団体の情報（団体名、活動日・場所など）を周知し、活動を希望する市民に紹介することがありますのでご了承ください。

また、活動の成果を地域に還元し地域社会の発展の一助とするため、地域貢献、ボランティア活動をしましょう。



社会教育（体育）関係団体への支援について

主な支援は、次のとおりです。なお、支援目的で団体を分割することは認められません。

1 学校施設の開放

各学校で許可する範囲内において学校施設を使用することができ、その使用料は減額又は免除されます。ただし、次のとおりルールがあります。

- ・ この支援を利用できるのは、代表者が成人の団体です。
- ・ 3か月に一度行われる調整会に出席し、使用申込みをする必要があります。
- ・ 原則として、1団体につき1校、週1回まで使用できます。

2 文化センター等施設の優先予約及び使用料の減額

文化センター・教育センターを使用する場合、使用希望日の2か月前から予約でき、3単位まで減額で予約できます。

ただし、利用の際は各施設の登録が別途必要となります。

3 生涯学習センター内学習施設の使用料の減免

生涯学習センター内の学習施設（体育室等の体育施設は対象外）を利用する場合、3か月先までの利用分を2単位まで減額で予約できます。

ただし、希望する場合のみ必要となる書類があります。（裏面をご確認ください。）

また、利用の際は施設登録が別途必要となります。

4 バスの使用

研修又は合宿を目的として、使用基準に基づき、市で契約するバスを1団体につき年1事業まで使用することができます。※親睦目的の使用はできません。

5 広報掲載

1年に2回まで府中市報に記事を掲載することができます。ただし、会員募集の記事は年度内1回のみです。

社会教育（体育）関係団体登録手続きについて

1 登録基準 別紙のとおり

2 提出書類 ※必ずよく読んで提出してください。

①	府中市社会教育（体育）関係団体 新規・更新 届出書	※指定の様式をご利用ください。 (平成 31 年度から様式変更)
②	規約（会則）	※団体でお持ちのものを提出してください。
③	役員・指導者名簿 ※氏名フリガナ、生年月日又は年 齢を忘れず記入してください。	※役員・指導者と会員名簿を明瞭に区分して ください。(更新の場合は平成 31 年 1 月 1 日 現在・新規登録時は設立日を基準とする)
④	会員名簿 ※氏名フリガナ、生年月日又は年 齢を忘れず記入してください。	※小中学生の会員は <u>必ず学校名と学年を記入</u> してください。 ※生涯学習センター内学習施設の利用を希望 する場合、一般会員も電話番号が必須です。
⑤	活動実績報告書	※更新時のみ（新規登録時は不要） ※同じ内容であれば、指定用紙でなくても可 ※総会資料等でも可
⑥	学校施設使用料減免申込書	※学校施設を使用する場合のみ
⑦	前年度決算報告書	※生涯学習センター内学習施設の減額利用を 希望する場合のみ ※同じ内容であれば、指定用紙でなくても可
⑧	公共施設予約システム利用者 登録申請書	※新規登録時のみ
⑨	登録事項変更申請書	※団体名、代表者及び連絡者情報（氏名、住 所、電話番号）に変更がある場合は提出し てください。

3 提出先

府中市文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ推進係
〒183-0056 府中市寿町 1 - 5 府中駅北第 2 庁舎（4 階）

4 その他

- (1) 更新手続き終了後、登録完了通知を団体の連絡者に送付いたしますので、登録内容をご確認ください。未更新団体は、当該年度における学校施設使用等の支援が受けられませんので、期限までに必ず更新手続きをしてください。
- (2) 登録の取消を希望する場合、スポーツ振興課までご連絡ください。登録取消届を提出していただきます。

【問合せ先】

文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ推進係
電話：(042) 335-4477 (※平日午前 8 時 30 分～午後 5 時)